

新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会の開催について

平成 25 年 9 月 20 日
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
文 部 科 学 大 臣
決 定

1 趣旨

科学技術イノベーション総合戦略に規定された新たな研究開発法人制度の創設について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）及び文部科学大臣の下に、「新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 構成員

懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、両大臣が必要と認める場合には、構成員を追加することができる。懇談会は、必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。

3 検討事項

懇談会は、国際的イノベーション・ハブとしての機能を発揮するため、研究開発成果の最大化を第一目的とした、世界最高水準の新たな研究開発法人制度の具体的制度設計（国際水準を踏まえた、研究開発を促進するための評価の在り方等）について検討を行う。

4 公開

懇談会は原則として公開とする。

5 庶務

懇談会の庶務は、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）及び文部科学省科学技術・学術政策局が共同で処理する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議において別に定める。